りそな銀行井荻支店	小山　竜太	0105024
りそな銀行熊本支店	石川　陽子	0033043
りそな銀行新宿支店	小山　祐貴	3579877
りそな銀行竹ノ塚支店	島袋　洋一	5089046
りそな銀行長後支店	茂泉　　聡	1622057
りそな銀行本郷支店	小川　竜太	1814127
りそな銀行目黒駅前支店	茂木　章弘	1989956

⑶　主な犯行態様

ア　顧客名簿により、ダイレクトメールを送付し、又は電話をかけて貸付けを勧誘する。

イ　借受人の預金口座に振込入金する方法で貸付けを行う。

ウ　貸付けの返済は、被告人が管理する上記⑵記載名義の預金口座に振り込ませる方法により行う。

5　開始決定の時における給付資金の額　金5,850万1,668円

6　支給申請期間　平成26年10月20日から同年12月19日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　盛岡地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成25年７月９日

⑶　確定年月日　平成25年７月24日

⑷　被告人の氏名又は名称　川田　英枝

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、無登録で貸金業を営み金銭の貸付けを行い、その貸付けに当たり、貸付けの元金及び高金利の利息を受領するに際し、平成22年８月30日頃から平成24年10月９日頃までの間、7,168回にわたり、借受人らに、貸付けの元金及び法定の利率を超えた利息合計２億2,504万4,505円を、被告人が管理する他人名義の預金口座に振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問合せ先（申請書の提出窓口）

〒020―0023　岩手県盛岡市内丸８番20号

盛岡地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号019―604―8008（問合せ専用）

9　その他

⑴　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（盛岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

⑵　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

イ　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

⑶　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（盛岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第１５７５号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍北海道札幌市中央区北四条西５丁目１番地、最後の住所札幌市南区澄川４条12丁目３番13号、死亡の場所北海道札幌市中央区、死亡年月日平成25年７月27日、出生の場所関東州大連市、出生年月日昭和19年10月24日、職業不明

被相続人　亡　吉川　　伸

事務所札幌市中央区北１条西７丁目３番地おおわだビル４階札幌フロンティア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清平　温子

札幌家庭裁判所

平成２６年（家）第７１７０９号

東京都日野市百草920番地の82

申立人　石谷　正夫

本籍東京都墨田区業平４丁目１番地６、最後の住所東京都墨田区業平１丁目３番13号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日推定平成26年２月17日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和38年３月15日、職業無職

被相続人　亡　石谷　清和

事務所東京都千代田区麹町３丁目３番８号丸増麹町ビル２階鈴木総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第７１８３６号

東京都八丈島八丈町三根1920番地

申立人　浅沼　保男

本籍東京都八丈島八丈町三根4593番地、最後の住所東京都豊島区長崎２丁目22番11号コーポバルビ201、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成26年６月15日、出生の場所東京都八丈島八丈町、出生年月日昭和33年５月31日、職業無職

被相続人　亡　山下　　譲

事務所東京都千代田区丸の内３丁目４番２号新日石ビルヂング９Ｆ宏和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　飯田　　隆

東京家庭裁判所

平成２６年（家）第９００８９号

東京都立川市緑町６番地の３

申立人　東京地方検察庁立川支部

検察官検事　畝本　直美

本籍大阪府大阪市北区東天満１丁目43番地、最後の住所東京都東村山市富士見町２丁目１番地３　万寿園、死亡の場所東京都西多摩郡日の出町、死亡年月日平成26年１月５日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和４年10月４日、職業不詳

被相続人　亡　民野　元子

事務所東京都立川市柴崎町２―３―10　小沢ビル３階　真喜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　部谷真起子

東京家庭裁判所立川支部

平成２６年（家）第７００号

東京都中野区本町２丁目46番１号

申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍愛知県東海市富木島町新藤棚42番地、最後の住所愛知県東海市加木屋町山之脇60番地の２ライフプラザ加木屋　Ｅ―４、死亡の場所愛知県東海市、死亡年月日平成25年７月25日、出生の場所愛知県知多郡内海町、出生年月日昭和31年９月26日、職業不明

被相続人　亡　林　　敏明

事務所愛知県半田市昭和町１丁目35番地　半田名鉄南館ビル３階

相続財産管理人　弁護士　榊原顕太郎

名古屋家庭裁判所半田支部

平成２６年（家）第７０７４６号

大阪府茨木市南春日丘５丁目４番20号

申立人　吉田　崇子

本籍大阪府茨木市沢良宜西２丁目544番地、最後の住所大阪府摂津市東正雀15番２号、死亡の場所大阪府摂津市、死亡年月日平成26年６月23日、出生の場所大阪府北河内郡三郷村、出生年月日大正11年12月17日、職業無職

被相続人　亡　石垣　光子

事務所大阪市北区西天満５丁目１番３号　南森町パークビル６階

相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

大阪家庭裁判所